

## **[事案 2020-348] 入院給付金支払請求**

・令和3年10月8日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2020-349] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

腰部脊柱管狭窄症により約4か月間入院したため、平成28年7月に契約した医療保険3件にもとづき入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないとして支払われなかったが、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1)間欠性跛行による歩行障害が、仕事や日常動作に支障をきたし、外来通院が難しく、入院治療を必要とした。
- (2)当時合併して発症していた糖尿病や脂肪肝についても、入院することが好ましく、入院時の食事療法、運動療法、薬物療法によって減量効果があった。
- (3)入院中の外出は、あくまでも運動療法の一環であり、医師の指示であった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)看護記録によると、申立人は、入院当初から独歩可能で、日常生活動作は自立していたと判断できる。腰痛も自制内であり、頻繁に外出し、ウォーキングや買い物はまだしも、サイクリングにも行っており、このような事情は入院開始直後から見られ、入院の必要性はなかった。
- (2)入院期間中の動静は、ほとんどが「特変なし」とされており、特段入院しなければならない治療はない。
- (3)本入院により減量効果を得ていたとしても、通常、運動療法、食事療法、薬物療法は通院治療で足りるものである。
- (4)入院当時の糖尿やBMI等の値を踏まえても、長期の入院を要するとは考え難い。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本入院が約款所定の入院に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。